

介護職員等処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和元年（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、令和6年には介護業界で働く人々の賃金を改善するための国の支援制度として「介護職員等処遇改善加算」の一本化となりました。

当該加算を算定するにあたり、新しくできた「新加算Ⅰ～Ⅳ」の各要件を満たしている必要があります。

- I 事業所内の経験・技能のある職員を充実のため、新加算Ⅱに加え、以下の要件を満たすこと。
 - ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。
 - II 総合的な職場環境改善による職員の定着促進のため、新加算Ⅲに加え、以下の要件を満たすこと。
 - ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上。
 - ・職場環境の更なる改善、見える化。
 - III 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備のため、新加算Ⅳに加え、以下の要件を満たすこと。
 - ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備。
 - IV 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップなどのため、以下の要件を満たすこと。
 - ・新加算Ⅳの1/2以上を月額賃金で配分。
 - ・職場環境の改善（職場環境等要件）
 - ・賃金体系などの整備、研修の実施など。
- ※ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

「見える化」要件とは、自社のホームページ等を活用し介護職員等処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
職員促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 ・各種研修は、職員へ研修受講を促している。 ・人事考課制度を利用し、人材育成を実施。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ② 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ③ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ④ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度を通じて、キャリアアップできるように受講の促進及び、受験料等の研修に関わる補助を行っている。 ・人事担当者による仕事やメンタル面のサポートを行っている。 ・人事考課制度により、定期的（年4回）相談の機会や週1回人事担当者との相談の機会を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑥ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業規程あり。 ・時短正職員制度あり。 ・勤務シフトを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有して協働を図っている。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑧ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事担当者が職員相談窓口となり、連携がとれるように設置している。 ・全職員の年1回健康診断の実施、ストレスチェックも年2回実施し、休憩室の設置をしている。

<p>生産性向上のための取組</p>	<p>⑨ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活動等）を行っている</p> <p>⑩ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている</p> <p>⑪ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健恒会グループとして委員会、研修会への参加等を行っている。 ・5Sを意識し、常に整理整頓、清掃を早朝、終業時等に実施している。 ・記録等を必要要件の記載様式とし、職員全員が情報共有できるようにしている。報告も素早く行っている。 ・作業の偏りがないう全職員で行えるよう取り組んでいる。
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>⑫ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>⑬ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回のミーティングを実施し、利用者様の情報共有、報告及び、意見交換を行い議事録として記録している。 ・健恒会グループとしてボランティアや地域の住民との交流として健恒会ライブに月1～2回参加している。